

「東京都E C I方式試行要綱」の制定について

このたび、工事の性格等により公告段階では仕様の確定が困難な場合に、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等の活用を図るため、以下のとおり、「東京都E C I方式試行要綱」を制定することとしましたのでお知らせします。

1 E C I方式の概要

優先交渉権者と技術協力業務の契約締結後、発注者と優先交渉権者との間で締結する基本協定に基づき価格等の交渉を実施し交渉成立の場合に工事契約を締結します。

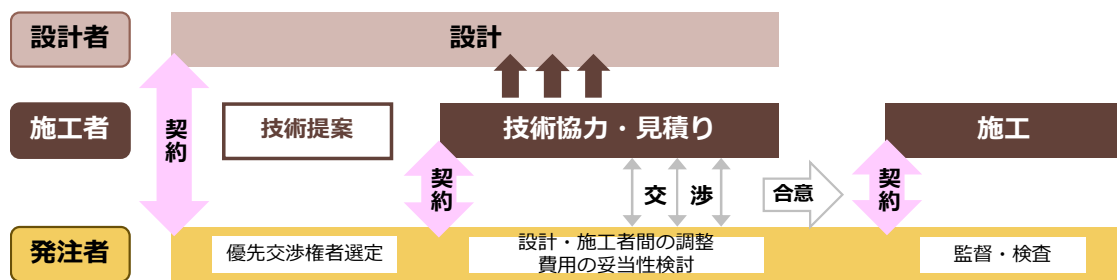


図 制度のイメージ

2 施行日

この要綱は令和5年4月1日から施行します。

3 その他

その他の詳細事項につきましては、要綱をご確認ください。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607